

## 第 1 号議案

平成 27 年度事業計画の策定について

# 電力広域的運営推進機関

## 平成 27 年度事業計画

本機関は、国の「電力システムに関する改革方針」（平成 25 年 4 月 2 日閣議決定）にて示された第 1 段階の改革である電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とするため、電気事業法（以下「法」という。）第 28 条の 4 に規定する広域的運営推進機関として、平成 26 年 8 月 22 日に設立認可を受け、平成 27 年 4 月 1 日に登記し、業務を開始する。

本機関は、緊急時における電力の安定供給体制強化、全面自由化においても変わらぬ安定供給の確保、再生可能エネルギーの導入拡大、電力取引の活性化といった電力の広域的な運営に関する社会的要請に応えることを使命とし、その責務を確実に果たすため、次の業務を行うこととする。

### 1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法 28 条の 40 第 3 号）

4 月 1 日の本機関設立後速やかに送配電等業務指針を定め、経済産業大臣の認可を受け、その後の業務執行に万全を期す。また、今後予定されている電気の小売業への参入の全面自由化、ライセンス制の導入、広域機関による電源入札等の電力システム改革第 2 段階の実施に向けて、会員その他電気供給事業者の意見を踏まえながら、平成 28 年度に向けて送配電等業務指針の見直しを進めるとともに、必要があれば関連する業務規程変更案の策定を進める。

### 2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法 28 条の 40 第 4 号）

#### （1）供給計画の取りまとめ

平成 27 年度より全ての電気事業者に対して提出義務が課せられる供給計画は、本機関が提出窓口となる。平成 27 年度においては、一般電気事業者及び卸電気事業者の供給計画については国が受領したものの交付を受け、また特定電気事業者及び特定規模電気事業者の供給計画については、平成 27 年 4 月に事業者より提出を受ける。これらの供給計画について取りまとめ等を行うとともに、必要に応じ意見を付して経済産業大臣に送付する。また、会員が供給計画を変更する際には、遅滞なく変更した計画を会員より受領し、必要に応じて意見を付して速やかに経済産業大臣に送付する。新たに会員となった電気事業者の供給計画についても同様に、遅滞なく受領のうえ必要に応じて意見を付して速やかに経済産業大臣に送付する。

#### （2）供給計画の検討に関する業務

会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定的前提となる全国の経済見通しを策定する。また、全国及び供給区域ごとの需要想定をとりまとめ会員に通知するとともに公表する。

また、供給計画の取りまとめの業務の円滑化のためのシステム開発を進め、平成 28 年度からの運用を目指す。

### 3. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法28条の40第7号）

#### （1）広域連系システムの長期方針及び整備計画

電力の広域運用の観点から、将来の広域連系システムに係る合理的な設備形成に関し積極的な機能を果たすため、広域連系システムの長期方針の策定を進めるとともに、広域系統整備計画を策定する。そのために、専門的な知見を有する有識者等も含む広域系統整備委員会を速やかに設置する。

広域連系システムの長期方針の策定に当たっては、中長期的な需給見通しや、新規電源計画、再生可能エネルギーの導入状況、更には、既設の送変電設備の経年情報等を踏まえつつ、全国大での広域連系システムの整備及び更新に関する方向性や将来展望を整理した基本方針の策定を進める。

また、広域系統整備計画については、連系線等の利用状況や電気供給事業者からの提起等により、広域運用の観点からの広域連系システムの整備に関する検討が必要であると認めるとき、又は国からの検討要請があったときは、広域系統整備委員会において、個別具体的な増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討を行うことでその策定を行う。

なお、平成27年2月に（一社）電力系統利用協議会において調整プロセスが開始された東北東京間の連系線増強案件につき、引き続き本機関に検討提起がなされた場合は、速やかに検討を行う。

#### （2）系統アクセスの受付

本機関は、関係事業者との利害関係がない中立的な立場から、系統連系を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。また、近隣の電源接続案件の募集プロセスを行い、発電設備等の系統連系の円滑化を図る。

#### （3）調整力のあり方の検討

需給バランス調整および周波数制御に必要な調整力については、長年見直しが行われていない。電力システム改革第2段階におけるライセンス制の導入、小売全面自由化による電力取引の活発化、大規模災害など稀頻度事故の対応、再生可能エネルギーの導入増加等の環境変化を見据え、調整力の今後のあり方について検討を行う。また、その検討に併せて、調整力と密接な関係にある連系線マージンのあり方の検討を行う。これらの検討のため、有識者等を含む委員会を設置する。

#### （4）地域間連系線の管理

電力の広域運用の推進のため、広域的な電力取引に係る連絡調整、長期的な容量確保及び混雑処理を含む地域間連系線の管理を行う。

平成27年度においては、システム開発が終了していないため、（一社）電力系統利用協議会が所有する給電管理システムを引き継いで運用する。

長期的な容量確保に関しては、業務規程第73条に基づき、平成27年4月以降速やかに契約の認定申し込みを受け付け、認定審査を実施する。

地域間連系線の運用容量及びマージンの設定に際しては、本機関自ら算出及び妥当性の検討を行い、それらを定める。

国の電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにて示された、発電設備設置者による連系線利用等の新規施策については、平成27年度より実施する体制を整える。

さらに、業務規程第82条に基づき、地域間連系線の管理について効率的かつ柔軟な運用を実現するため、また風力及び太陽光等の再生可能エネルギーの増加等を見据えて連系線を活用した広域的な周波数調整を行うためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

#### (5) 作業停止計画の調整

調整プロセス透明性の一層の確保の観点から、点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画（以下、「作業停止計画」という。）の調整を行い、広域連系システムの作業停止計画を取りまとめる。

平成27年度は、平成27年3月までに取りまとめられた連系線の年間作業停止計画を（一社）電力系統利用協議会より引き継ぎ、また各エリア広域連系システムの年間作業停止計画を一般電気事業者より提出頂き、月間より短期の調整業務を実施するとともに、平成28年度の年間作業停止計画の調整及び取りまとめを実施する。

また、作業停止計画の調整業務の円滑化のためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

#### (6) 需要家スイッチング支援

広域的運営推進機関設立準備組合が実施した「スイッチング支援システム等に関する作業会」の成果を引き継ぎ、電気の小売業への参入の全面自由化後、需要家が電気の供給を受ける電気事業者を変更する場合等に、小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の開発を進める。合わせて、当該システムを利用する業務に関する遵守すべき事業者間のルールについて、国との調整及び関係する主な会員の意見を取り入れた検討を行うとともに、取りまとめた結果を公表し、平成28年度からの全面自由化の円滑な実現を目指す。

#### (7) 情報通信技術の活用支援

送電システムを利用する会員等（システム利用者）の業務効率化及び電気事業の全国大での効率化に資するため、システム利用者が相互にデータを交換するための標準規格を策定する。平成27年度においては、広域的運営推進機関設立準備組合が実施したシステム利用者との協議、有識者からの意見聴取および一般への意見募集（RFC）の結果をもとに、小売電気事業者と一般送配電事業者相互間の標準規格、及び本機関に提出される各種計画の標準規格を正式に策定・公表する。

#### (8) システム情報の公表

国が定める「システム情報の公表の考え方」に則り、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をインターネットウェブサイトで一般公表する。

また、広域連系システムの情報その他の情報公表内容を一層充実させるためのシステム開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

#### (9) 系統解析ツールの整備・運用

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、及び地域間連系線管理の業務を実施するために、本機関自らが具備する系統の安定性等を評価できるシミュレーション解析ツールについて、一般電気事業者の送電部門より解析に必要な系統データの提供を受け、各業務の妥当性について、評価分析、検証できる体制を早急に構築し、運用を行う。

#### (10) システム開発の円滑な実施

電気の需給の状況の監視、供給計画のとりまとめ、系統情報の公表、作業停止計画の調整、地域間連系線の管理などを効率的かつ円滑に実施するため、「広域機関システム」の開発を実施する。また、需要家スイッチングを支援するための「スイッチング支援システム」の開発を実施する。

広域機関システム、スイッチング支援システムとも、平成26年度に広域的運営推進機関設立準備組合においてベンダー選定を実施し、システム開発を進めてきたところである。平成27年度は、システムの開発を引き続き実施するほか、会員等との接続試験、広域機関システムにおいては現行の給電管理システムからのデータ移行を確実に実施するほか、会員その他系統利用者に対して、計画値同時同量制度実施にともなうシステム対応のフォローを実施し、平成28年4月の業務開始が滞りなく行われるようにする。

### 4. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

本機関業務の円滑な実施のため、会員が営む電気事業に係る次のような電気の需給の状況を監視する。

- ア 会員ごとの需要及び供給力（調整力及び予備力を含む。以下同じ。）
- イ 供給区域ごとの需要及び供給力
- ウ 日本全国の需要及び供給力
- エ 地域間連系線の潮流等

また、監視業務の向上を図るため、会員の需給に関する計画等及び一般電気事業者たる会員の中央給電指令所が常時監視している情報を収集するためのシステムの開発を進め、平成28年度からの運用を目指す。

### 5. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

災害や電源トラブル等における安定供給の確保のため、会員の電気の需給の状況が悪化、又は悪化するおそれがある場合は、会員に対して、電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

国の電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにて示された、連系線を介した下げ代不足解消業務については、平成27年度より実施する体制を整える。

### 6. 電気供給事業者からの苦情への対応及び紛争の解決（法第28条の40第6号）

#### (1) 苦情への対応

電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申し出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。

## (2) 紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく紛争解決機関の認証取得を目指すとともに、会員等からの申し出があった場合には、あっせん・調停の業務を行う。

## 7. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第5号）

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

## 8. 附帯業務（法第28条の40第8号）

### (1) 報告書の作成及び公表

業務規程第101条において、電力需給、系統利用及び系統アクセスに関する前年度までの実績、並びに供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や系統整備に関する見通しや課題等について、年1回、報告書を取りまとめ公表することとしている。平成27年度は、平成26年度の電力需給、系統利用の実績を取りまとめるとともに、平成27年度の取りまとめ、公表に向けた調査、検討を行う。

### (2) 調査及び研究

本機関は、業務の改善に資するため、内外の電気事業に関する技術動向、国の諸制度等に関する調査及び研究を行う。

### (3) 広報

本機関業務の透明性を高めるため、また会員その他電気供給事業者業務の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する広報の充実強化に努める。

### (4) 災害等への対応

大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「災害等」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、防災業務計画を策定し、これに基づき、緊急連絡体制の構築、災害等発生時の態勢等の構築、国や関係機関に対する必要な情報提供等を行うほか、災害等発生時における連絡調整業務を確実に実施するため、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て対応訓練を実施する。

また、本機関の拠点が被災した場合に備え、内閣府「事業継続ガイドライン」に従い、事業継続計画を策定する。

## 9. その他業務（法第28条の40第9号）

本機関業務の円滑な実施のため、以下の業務を実施する。

### (1) 会費徴収の円滑な実施

本機関の業務開始後、会費の徴収が完了するまでの運転資金について、短期借入れを実施する。

また、会員にとっては初めての会費徴収となることから、会費納入義務の周知徹底を図るとともに、複数の口座を用意する等、会員への便宜を図り、徴収が滞りなく行われるように配慮する。

#### (2) ライセンス制導入に向けた移行業務

電力システム改革第2段階移行にともない、平成28年度からは取得ライセンスに応じた会員資格となる予定である。今年度の早い段階からライセンス毎の議決権の取扱いなど必要な定款及び業務規程の変更について検討する。

その上で、現会員および平成28年度から会員資格を得る発電設備設置者に対し、広く周知活動を実施し、漏れのないよう会員登録を促す。

#### (3) 本拠点の移転及びバックアップ運用拠点整備

平成27年度業務開始当初の拠点は仮拠点であり、現在、平成28年度からの電力システム改革第2段階の業務増加に向けて本拠点の開設準備を進めている。平成28年当初に、業務継続に支障がないように十分な段取りを整えて東京豊洲への本拠点移転を実施する。

また、大阪のバックアップ運用拠点構築を進める。

#### (4) 職員の増員

平成28年度からの電力システム改革第2段階に向けて、連系線管理業務の増加や広域運用センターの当直業務の準備のため、出向受入又はプロパー等の採用により職員を順次増員する。平成27年度末には、期首と比較して10～20人程度の増員となる見込みである。

以 上